

# 個人情報保護法の基礎

---

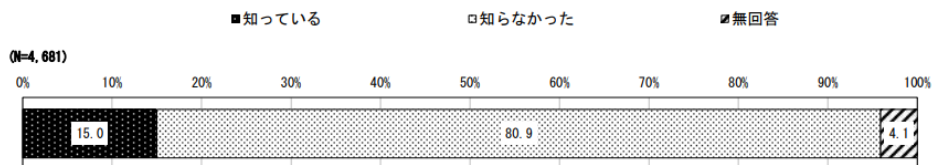
令和6年4月



- 当委員会の実施した中小企業のアンケート調査では、
  - ・個人情報保護委員会を知らなかった割合は約80%
  - ・個人情報漏えい等における個人情報保護委員会への報告等が義務化されていることを知らなかった割合は約80%
- 個人情報を取り扱う機会が多くなっている中で、**個人情報（顧客情報、取引先情報など）の適正な取扱いは、事業者の信用や評判の低下を防ぐためにも非常に重要。**

## 問 17. 今回のアンケートより前から個人情報保護委員会を知っていたか

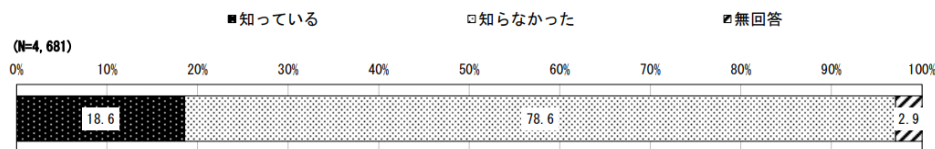
「知らなかった」が 80.9%、「知っている」が 15.0%となっている。



|    | 知っている | 知らなかった | 無回答 |
|----|-------|--------|-----|
| 全体 | 702   | 3,787  | 192 |
|    | 15.0  | 80.9   | 4.1 |

## 問 12. 個人情報漏えい等における報告等義務化の認知

「知らなかった」が 78.6%、「知っている」が 18.6%となっている。



|    | 知っている | 知らなかった | 無回答 |
|----|-------|--------|-----|
| 全体 | 869   | 3,677  | 135 |
|    | 18.6  | 78.6   | 2.9 |

○個人情報保護委員会においては、個人情報保護法の周知のために以下のポスターやパンフレット等を作成。

## <ポスター>

中小企業・小規模事業者・個人事業主のみならず  
**みなさまの職場では 10のポイントを チェックして みましよう!!**  
**個人情報保護法を 遵守できていますか?**

| 分類        | チェック項目   |
|-----------|--|
| 取得<br>利用  | 01 個人情報を取り扱うに当たって <b>利用目的を決めていますか?</b>                               |
|           | 02 その <b>利用目的は、本人に通知するか公表していますか?</b>                                 |
| 保管<br>管理  | 03 個人情報の取扱いの <b>ルールや責任者を決めていますか?</b>                                 |
|           | 04 個人情報の取扱いについて <b>従業員に教育を行っていますか?</b>                               |
|           | 05 個人情報が含まれる書類や電子媒体について、 <b>誰でも見られる場所・盗まれやすい場所に放置していませんか?</b>        |
|           | 06 パソコン等で個人情報を取り扱う場合、 <b>セキュリティ対策ソフトウェア等をインストールして最新の状態にしていますか?</b>   |
|           | 07 個人情報の取扱いを委託する場合、 <b>契約を締結する等、委託先に適切な管理を求めていますか?</b>               |
| 第三者<br>提供 | 08 本人以外に個人情報を提供する場合、 <b>本人に同意をとっていますか?</b>                           |
|           | 09 本人以外に個人情報を提供したり、本人以外から個人情報を受け取る際、 <b>相手方や提供年月日等について記録をしていますか?</b> |
| 開示請求等     | 10 本人から自分の個人情報を <b>見せてほしいと言われたり、訂正してほしいと言われた際には、対応していますか?</b>        |

詳しい内容はこちらから確認しましょう!

令和4年4月から、個人情報の漏えい等が発生した際の個人情報保護委員会への報告・本人通知が義務化されていることも忘れずに!

個人情報保護委員会は、個人情報保護法を所管し、監視・監督、啓発活動等を行う国の行政機関です。

## <パンフレット>

中小企業 向け

はじめての  
**個人情報保護法**  
 ~シンプルレッスン~

個人情報保護委員会

## <ポスター>

個人情報取扱事業者の皆様向け

**個人データの漏えい等 報告について**

このような場合、報告対象となります!

- 要配慮個人情報が含まれる個人データの漏えい等(又はそのおそれ)
  - 例1. 病院における患者の診療情報や調剤情報を含む個人データを記録したUSBメモリを紛失した場合
  - 例2. 従業員の健康診断等の結果を含む個人データが漏えいした場合
- 不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある個人データの漏えい等(又はそのおそれ)
  - 例1. ECサイトからクレジットカード番号を含む個人データが漏えいした場合
  - 例2. 送金や決済機能のあるウェブサービスのログインIDとパスワードの組み合わせを含む個人データが漏えいした場合
- 不正の目的をもって行われたおそれがある個人データの漏えい等(又はそのおそれ)
  - 例1. 不正アクセスにより個人データが漏えいした場合
  - 例2. ランサムウェア等により個人データが暗号化された場合
  - 例3. 個人データが記載又は記録された書類・媒体等が盗難された場合
  - 例4. 従業員が顧客の個人データを不正に持ち出して第三者に提供した場合
- 個人データに係る本人の数が1,000人を超える漏えい等(又はそのおそれ)
  - 例1. システムの設定ミス等によりインターネット上で個人データの開示が可能な状態となり、当該個人データに係る本人の数が1,000人を超える場合
  - 例2. 自社の会員(1,000人超)にメールマガジンの配信を行う際、本来メールアドレスをBCC欄に入力して送信すべきところをCC欄に入力して一括送信した場合

個人情報保護委員会

# 1. 個人情報保護法とは

---

# 1. 個人情報保護法とは

- 個人の権利・利益の保護と個人情報の有用性とのバランスを図るための法律。
- 民間事業者や行政機関等の個人情報の適正な取扱いについて規定する。



# 1. 個人情報保護法とは

- この法律において「**個人情報**」とは、**生存する個人に関する情報であって、1号又は2号（個人識別符号が含まれるもの）に該当するものをいう。**
  - 一 **当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等…(中略)…により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）**

(例)

**氏名**  
山田 太郎

**顔写真**  


**住所**  
(氏名と組み合わせた場合)  
東京都●●区▲▲町  
山田太郎

**生年月日**  
(氏名と組み合わせた場合)  
1980年●月▲日  
山田太郎

(具体例)

履歴書

履歴書

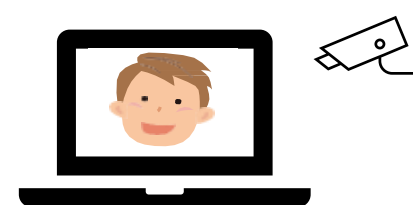
|    |      |
|----|------|
| 氏名 | 山田太郎 |
| 住所 | 東京都… |



会員データ

| 会員番号 | 氏名   | 住所   |
|------|------|------|
| 1    | 山田太郎 | 大阪府… |
| 2    | 山田次郎 | 大阪府… |

防犯カメラ映像



従業員情報や取引先の名刺といったものも個人情報です。



# 1. 個人情報保護法とは

## 個人情報、個人データの関係

### 個人情報（法第2条第1項）

- 1号：生存する個人に関する情報で、当該情報に含まれる氏名等の記述等により特定の個人を識別することができるもの（例：1枚の名刺）
- 2号：生存する個人に関する情報で、個人識別符号が含まれるもの

### 個人データ（法第16条第3項）

個人情報データベース等を構成する個人情報

→ 分類・整理され、検索可能な個人情報（例：名刺管理ソフト内の1枚の名刺）

#### <個人情報データベースの例>

※ 「個人データ」とは、個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。

| 会員ID  | 氏名   | 性別 | 生年月日      | 電話番号       |
|-------|------|----|-----------|------------|
| 85439 | 鈴木太郎 | 男性 | 1936年5月9日 | 1234567890 |
| 16849 | 佐藤花子 | 女性 | 1968年6月1日 | 2589631479 |
| 49832 | 高橋次郎 | 男性 | 2013年9月5日 | 9873216543 |

## 2. 10のポイントチェック

---



## 2. 10のポイントチェック

### ①取得・利用


- 利用目的を特定して、その範囲内で利用
- 利用目的を通知または公表



勝手に使わない！

### ②保管・管理


- 漏えい等が生じないように、安全に管理
- 従業者・委託先にも安全管理を徹底
- 漏えい等が生じたときには、委員会に対して報告・本人への通知



なくさない！  
漏らさない！

### ③第三者提供

- 第三者に提供する場合は、あらかじめ本人から同意を得る
- 第三者に提供した場合・第三者から提供を受けた場合は、一定事項を記録



勝手に人に渡さない！

### ④公表・開示等請求への対応

- 事業者の名称や利用目的、開示等手続などについて本人の知り得る状態におく。
- 本人から開示等の請求があった場合はこれに対応  
★苦情等 (個人情報含む) に適切・迅速に対応



お問合わせに対応！

## 2. 10のポイントチェック（取得・利用）

□ 1 個人情報を取り扱うに当たって**利用目的を決めていますか？**

Q 利用目的はどのように特定すればよいですか？

- ✓ 例えば、以下のように**具体的に利用目的を特定**することが考えられます。
  - ・当社の新商品のご案内の送付のため
  - ・当社の商品の配送及びアフターサービスのご案内のため
  - ・取得した閲覧履歴や購買履歴等の情報を分析して、趣味・嗜好に応じた新商品・サービスに関する広告のため
- ✓ 取得の状況から、利用目的が明らかであれば、利用目的の通知又は公表は不要です。  
（例：配送伝票の記入内容を配送のために利用することは明らか）

## (参考) 2. 10のポイントチェック (取得・利用)

①取得・利用

②保管・管理

③第三者提供

④公表・開示等請求への対応

(プライバシーポリシー、個人情報保護方針等で掲示)

※利用目的はできるだけ具体的に明確にする

(利用目的)

- 本人確認、予約確認・利用サービスに関する連絡、質問に対する回答
- 取得した閲覧履歴や利用履歴等の情報を分析して、趣味・嗜好に応じた商品、サービス、イベントに関する広告のため
- 会員向けダイレクトメールの送付、メール配信サービス業務
- サービスに関するアンケート調査、景品の送付等
- 不正行為の検知及びその対応、並びに不正行為の防止対策
- ……………
- ……………

## 2. 10のポイントチェック（取得・利用）

2 その**利用目的は、本人に通知するか公表していますか？**

**Q** 利用目的の通知・公表はどのようにすればよいですか？

- ✓ 利用目的の通知・公表の方法については法律の定めは特にありませんが、
  - ・通知であれば、**本人に口頭・書面・メール等で通知**することが考えられます。
  - ・公表であれば、**HPの分かりやすい場所（プライバシーポリシー等）や店舗等の事業所への掲示、申込書等への記載**等が考えられます。
- ✓ なお、（要配慮個人情報の場合を除き）本人の同意までの義務はありません。

## 2. 10のポイントチェック（保管・管理）

3 個人情報の取扱いの**ルールや責任者を決めていますか？**（組織的安全管理措置）

### ○組織的安全管理措置の例

- ・個人データを取り扱う従業員が複数いる場合、**責任ある立場の者**と**その他の者**を区分する。
- ・あらかじめ整備された**個人データの取扱いに係る規律に従って個人データを取り扱う。**
- ・漏えい等事案の発生時に備え、従業員から責任ある立場の者に対する**報告連絡体制等をあらかじめ確認**する。
- ・責任ある立場の者が、**個人データの取扱い状況について、定期的に点検**を行う。

## 2. 10のポイントチェック（保管・管理）

4 個人情報の取扱いについて**従業員に教育を行っていますか？**（人的安全管理措置）

### ○人的安全管理措置の例

- ・個人データの取扱いに関する留意事項について、**従業員に定期的な研修等**を行う。
- ・個人データについての**秘密保持に関する事項**を就業規則等に盛り込む。

# (参考) 研修資料について

- 従業員への教育のための研修資料として、個人情報保護委員会HPの【広報資料（出版物・動画）】の欄に様々な教材を掲載。

## <動画>



<https://www.gov-online.go.jp/prg/prg24647.html>

## <パンフレット>



[https://www.ppc.go.jp/files/pdf/simple\\_lesson\\_2022.pdf](https://www.ppc.go.jp/files/pdf/simple_lesson_2022.pdf)

## 2. 10のポイントチェック（保管・管理）

□5 個人情報が含まれる書類や電子媒体について、**誰でも見られる場所・盗まれやすい場所に放置していませんか？**（物理的安全管理措置）

### ○物理的安全管理措置の例

- 個人データを取り扱う従業者及び本人以外が容易に個人データを閲覧等できないような措置を講ずる。
- 個人データを取り扱う情報システムの機器をセキュリティワイヤー等により固定する。
- 個人データが記録された電子媒体にパスワードを設定し、書類は封筒に封入し鞆に入れて搬送する。



## 2. 10のポイントチェック（保管・管理）

- 6 パソコン等で個人情報を取り扱う場合、**セキュリティ対策ソフトウェア等をインストールして最新の状態にしていますか？**（技術的安全管理措置）

### ○技術的安全管理措置の例

- ・個人データを取り扱う機器及び従業者を明確化し、**個人データへの不要なアクセスを防止**する。
- ・個人データを取り扱う機器等に**セキュリティ対策ソフトウェア等を導入**し、自動更新機能等の活用により、これを**最新状態**とする。
- ・メール等により個人データの含まれるファイルを送信する場合に、**当該ファイルへのパスワードを設定**する。

## 2. 10のポイントチェック（保管・管理）

□7 個人情報の取扱いを委託する場合、契約を締結する等、**委託先に適切な管理を求めていますか？**

Q 委託先に必要かつ適切な監督を**行っていない**事例はどのようなものがありますか？

- ・個人データの安全管理措置の状況を契約締結時及びそれ以後も適宜把握（**定期的な監査あるいは口頭による確認等**）せず外部の事業者に委託していた。
- ・個人データの取扱いに関して**必要な安全管理措置の内容を委託先に指示**しなかった。
- ・**再委託の条件に関する指示**を委託先に行わず、かつ**委託先の個人データの取扱状況の確認**を怠り、委託先が個人データの処理を再委託した結果、再委託先が個人データを漏えいした。

## 2. 10のポイントチェック（第三者提供）

□8 本人以外に個人情報を提供する場合、**本人に同意を取っていますか？**

Q 本人の同意を得る方法としてどのような方法が考えられますか？

- ・本人からの同意する旨の**口頭による意思表示**
- ・本人からの同意する旨の**書面の受領、メールの受信**
- ・本人による同意する旨の書面上の**確認欄へのチェック、ホームページ上のクリック**
- ・本人による同意する旨の**音声入力、タッチパネルへのタッチ、ボタン等による入力**

あらかじめ、個人情報を第三者に提供することを想定している場合には、利用目的にその旨を特定する必要があります。



## 2. 10のポイントチェック（第三者提供）

□9 本人以外に個人情報を提供したり、本人以外から個人情報を受け取る場合、**相手方や提供年月日等について記録を残していますか？**

● 基本的な記録事項は、以下のとおり（保管期間は原則3年）。

（提供した場合） 「いつ・誰の・どんな情報を・誰に」提供したか？

（提供を受けた場合） 「いつ・誰の・どんな情報を・誰から」提供されたか？  
+ 「相手方の取得経緯」

Q

何でも記録義務がかかるのですか？ **例外**はありますか？

- 本人との契約等に基づいて提供した場合は、記録は契約書で代替OK
- 反復継続して提供する場合は、包括的な記録でOK
- 例外として、以下の場合は記録義務はかからない。
  - ・本人による提供と整理できる場合（例：SNSでの個人の投稿）
  - ・本人に代わって提供していると整理できる場合（例：銀行振込）
  - ・本人側への提供と整理できる場合（例：同席している家族への提供）
  - ・「個人データ」に該当しないと整理できる場合（例：名刺1枚のコピー） 等

## 2. 10のポイントチェック（開示請求等）

- **10** 本人から自分の個人情報を見せてほしいと言われたり、訂正してほしいと言われた際には、対応していますか？

「開示等請求」とは、自分の個人情報（保有個人データ）について「見せてほしい」、「誤りを訂正してほしい」等の請求のことをいいます。



**Q** 開示等請求への対応に当たっての留意点は？

- ✓ 本人から開示の請求がされた場合には、**原則本人に開示**しなければなりません。
- ✓ 開示の方法については、
  - ① **電磁的記録の提供**
  - ② **書面の交付**
  - ③ **その他当該個人情報取扱事業者の定める方法**のうち本人が請求した方法により、**遅滞なく、開示**しなければなりません。

### 3. 個人データの漏えい等報告について

---

# 3. 個人データの漏えい等報告について

- 個人データの漏えい等が生じたときには、**個人情報保護委員会に対して報告・本人への通知**を行ってください。

当該事態を知った時点から概ね3~5日以内（土日祝日を含む）に速報を、30日以内又は60日以内に確報をする必要がある。

個人情報取扱事業者



個人情報保護委員会



報告

通知

本人



## ！ 漏えい等報告の義務化の対象事案

(委員会規則で定める要件)

- 要配慮個人情報の漏えい等
- 財産的被害のおそれがある漏えい等
- 不正の目的によるおそれがある漏えい等
- 1,000件を超える漏えい等

これらの  
類型は  
件数に  
関わりなく  
対象

※各類型につき、漏えい等の「おそれ」がある事案も対象。

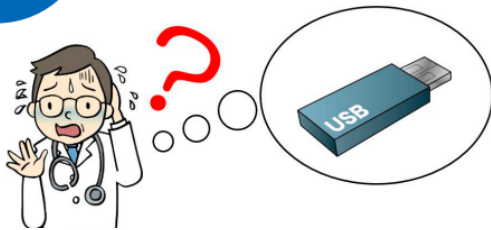
報告対象事態を知ったときは、**当該事態の状況に応じ**  
**て速やかに**、本人への通知を行わなければならない。

### 3. 個人データの漏えい等報告について

- 個人データの漏えい等について以下の4項目については、個人情報保護委員会への報告対象となります。

1

要配慮個人情報が含まれる個人データの漏えい等（又はそのおそれ）



#### 例1.

病院における患者の診療情報や調剤情報を含む個人データを記録したUSBメモリーを紛失した場合

#### 例2.

従業員の健康診断等の結果を含む個人データが漏えいした場合

Q

「要配慮個人情報」とは？

- ✓ 不当な差別、偏見その他の不利益が生じないように取扱いに配慮を要する情報として、法律・政令（法第2条第3項、政令第2条、規則第5条）に定められた情報。

（例）人種、信条、社会的身分、**病歴、健康診断の結果等、医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと**、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実、身体障害等の障害があること等



### 3. 個人データの漏えい等報告について

2

不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある  
個人データの漏えい等(又はそのおそれ)



**例 1.**

ECサイトからクレジットカード  
番号を含む個人データが漏えい  
した場合

**例 2.**

送金や決済機能のあるウェブサービスの  
ログインIDとパスワードの組み合わせを  
含む個人データが漏えいした場合

3

不正の目的をもって行われたおそれがある個人データの漏えい等  
(又はそのおそれ)



**例 1.**

不正アクセスにより個人データが  
漏えいした場合

**例 2.**

ランサムウェア等により個人データが  
暗号化され、復元できなくなった場合

**例 3.**

個人データが記載又は記録された  
書類・媒体等が盗難された場合

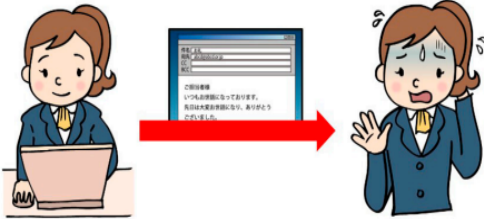
**例 4.**

従業者が顧客の個人データを不正に  
持ち出して第三者に提供した場合

### 3. 個人データの漏えい等報告について

## 4

個人データに係る本人の数が1,000人を超える漏えい等(又はそのおそれ)



#### 例1.

システムの設定ミス等によりインターネット上で個人データの閲覧が可能となり、当該個人データに係る本人の数が1,000人を超える場合

#### 例2.

自社の会員(1,000人超)にメールマガジンの配信を行う際、本来メールアドレスをBCC欄に入力して送信すべきところをCC欄に入力して一括送信した場合

# 4. お役立ち情報

## ● 広報資料

架空の会社「コジョホールディングス」を舞台に、法制度等を解説するマンガやハンドブック、動画等を委員会ウェブサイトに掲載。



## ● 講師派遣

- 対象：事業者団体等が主催する研修会等において、複数かつ一定人数（20名程度以上）の事業者が参加するもの。（原則として、単一の事業者向けには実施しておりません。）
- 講演内容：個人情報保護法の概要について（講演時間60分～90分目安）  
（個別の事業特性等に応じた講演内容の変更は、原則として実施しておりません。）

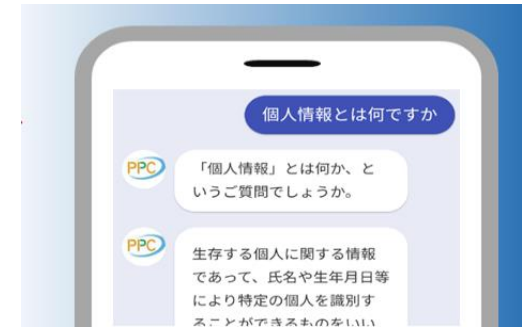
⇒申込:ご希望の団体は、委員会HP(【広報・お知らせ】→【各種説明会等】の欄)においてお申込フォームからお申し込みください

## 4. お役立ち情報

### ● PPC質問チャット

個人情報保護法等に関する質問に対して 24 時間回答できる  
チャットボットサービス

<https://2020chat.ppc.go.jp/>



### ● 個人情報保護法相談ダイヤル

個人情報保護法の解釈や個人情報保護制度についての一般的な質問にお答えしたり、個人情報の取扱いに関する苦情の申出についてのあっせんを行うための相談ダイヤル

<https://www.ppc.go.jp/personalinfo/pipldial/>

電話番号：**03-6457-9849**

受付時間 9:30～17:30（土日祝日及び年末年始を除く）

### ● PPCビジネスサポートデスク（要予約）

事業者における個人情報の保護及び適正かつ効果的な活用についての啓発の一環として、新技術を用いた新たなビジネスモデル等における個人情報保護法上の留意事項等に関する相談を受付

[https://www.ppc.go.jp/personalinfo/business\\_support/](https://www.ppc.go.jp/personalinfo/business_support/)